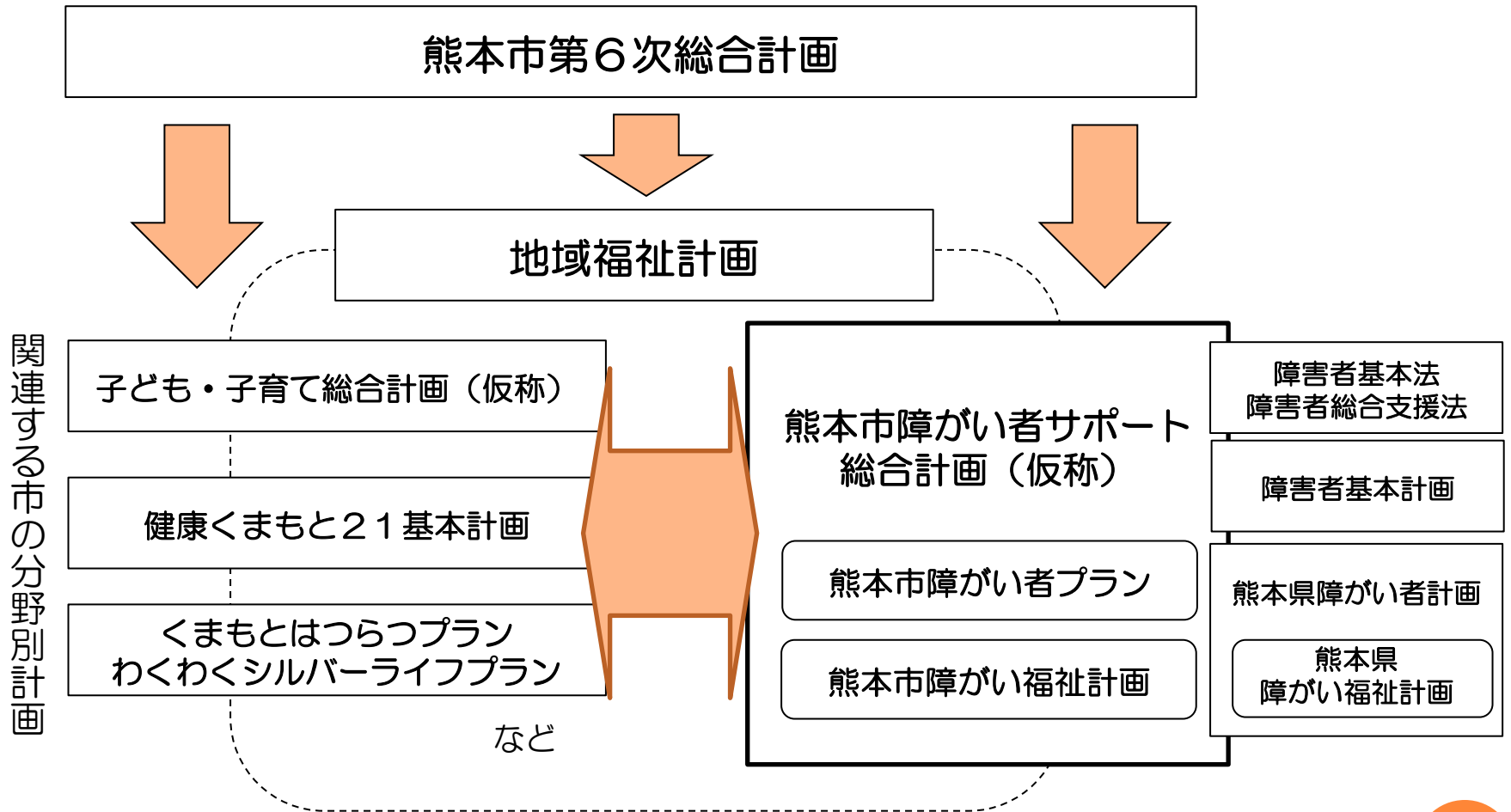


熊本市障がい者プラン中間見直し及び 第4期障がい福祉計画策定の考え方について

障がい者プランと障がい福祉計画の関係

	障がい者プラン（障害者計画）	障がい福祉計画（障害福祉計画）
内容	障害者施策の基本的方向について定める計画	障害福祉サービスの見込みとその確保策を定める計画 （計画期間は3年）
根拠法	障害者基本法	障害者の日常生活を総合的に支援するための法律 （旧：障害者自立支援法）
国	障害者基本計画（第3次） 計画期間：H25年度～H29年度	障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（H26.5月一部改正）
県	熊本県障害者計画 計画期間：H23年度～H26年度 ※第5次計画策定中	熊本県障害福祉計画 計画期間：H24年度～H26年度 ※第4期計画策定中
市	熊本市障がい者プラン 計画期間：H21年度～H30年度 ※中間見直し年度：H26年度	熊本市障がい福祉計画 第3期計画期間：H24年度～H26年度

他の計画等との関係



関連する市の分野別計画

など

※関連する分野別計画については、策定・見直しにあたり整合性を図るもの

熊本市障がい者プランの中間見直しについて

熊本市障がい者プラン 体系図

第1編 総論

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念 ～自立と共生の地域づくり～
障がい者の「完全参加と平等」の実現を目指した、誰もが自分の能力を活かして平等に社会に参加できる環境づくり

2 基本的な視点

- ・社会のバリアフリー化の推進
- ・自立力の向上と利用者本位の支援
- ・障がいの特性を踏まえた施策の展開

3 第6次総合計画との整合性

4 計画期間

5 推進体制

6 進捗管理

第2章 障がい者を取り巻く環境の変化

- 1 障がい者の人権
- 2 障害者自立支援法の施行
- 3 その他の法制度の改正
- 4 利用者本位の施策に求められる課題

第3章 障がい者の動向

- 1 3障がい手帳の所持者数
- 2 身体障害者手帳
- 3 療育手帳
- 4 精神障害者保健福祉手帳

第4章 重点施策

第5章 施策体系

第2編 分野別施策

※各施策の具体的な取組みを示すもの

1 相互理解の促進市民参加の活動
【啓発・広報・ボランティア】

2 生活の場を拠点とする利用者本位の支援
【生活支援】

3 保健と医療サービスの適切な提供
【保健・医療】

4 すべての人にやさしく安全なまちづくり
【生活環境】

5 生涯にわたる教育等の支援体制
【教育・育成】

6 自立と社会参加への条件整備
【雇用・就労・活動】

7 情報提供の充実
【情報・コミュニケーション】

第3編 数値目標

※熊本市障がい福祉計画(第2期)の見込量を抜粋

附属資料

障がい者プラン中間見直しのポイント

- 中間見直しであることから、基本的には現行プランの内容を踏襲
- 新たな法制度やニーズなど、環境変化による必要な追記・修正等の一部変更を図る
- 重点施策については、現行プランの重点施策に掲げる事項を中心に、他の施策・事業と一体的に取組みを考
えることが必要な事項について、施策横断的な観点から再整理する

関連法律・制度の成立、改正など

◆熊本市障がい者プラン（H21-30）策定後の国の動き（主なもの）

○障害者基本法の改正（H23.8）

目的と理念の改正、障がい者の定義の見直し、差別の禁止と合理的な配慮の規定など

○障害者虐待防止法の施行（H24.10）

○障害者総合支援法の施行（H25.4）

目的の改正、障がい者の範囲の見直し（難病等の追加）、障害支援区分の創設など

○障害者優先調達推進法の施行（H25.4）

○障害者差別解消法の制定（H25.6）

○第3次障害者基本計画の策定（H25.9）

障害者施策の基本原則等の見直し、施策分野の新設（安全・安心、差別の解消及び権利擁護、行政サービス等における配慮など）

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律の施行（H26.4）

保護者制度の廃止、医療保護入院の見直しなど

など

平成26年1月 障害者権利条約の批准（2月発効）

第4期熊本市障がい福祉計画の策定について

障がい福祉計画に係る基本指針の見直し主なポイント

1 計画の作成プロセス等に関する事項

PDCAサイクルの導入【新規】

- 少なくとも年に1回は、成果目標等に関する実績を把握し、分析・評価（中間評価）を行い、必要があると認めるときは、計画の変更等の措置を講じる。
- 中間評価の際には、協議会や合議制の機関等の意見を聴くとともに、その結果について、公表することが望ましい。

2 成果目標に関する事項（平成29年度までの目標）

- ① 福祉施設から地域生活への移行促進 【継続】
- ② 精神科病院から地域生活への移行促進 【成果目標の変更】
- ③ 地域生活支援拠点等の整備【新規】
- ④ 福祉から一般就労への移行促進 【整理・拡充】

3 その他の事項

- 障がい児支援体制の整備【新規】
- 計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

PDCAサイクル導入に伴う指標の整理・明確化について

成果目標と活動指標の関係

(成果目標)

(活動指標)

(基本指針の理念) 自立と共生の社会を実現
障害者が地域で暮らせる社会に

施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活移行者の増加
- 施設入所者の削減

(都道府県・市町村)

- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減

入院中の精神障害者の地域生活への移行

- 入院後3ヶ月時点の退院率の上昇
- 入院後1年時点の退院率の上昇
- 在院期間1年以上の長期在院者数の減少

(都道府県・市町村)

- 自立訓練(生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)の利用者数

障害者の地域生活の支援

- 地域生活支援拠点の整備

(都道府県・市町村)

- 就労移行支援の利用者、利用日数
 - 就労移行支援事業等から一般就労への移行者数(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)
- (都道府県)
- 公共職業安定所におけるチーム支援による福祉施設の利用者の支援件数
 - 委託訓練事業の受講者数
 - 障害者試行雇用事業の開始者数
 - 職場適応援助者による支援の対象者数
 - 障害者就業・生活支援センター事業の支援対象者数

福祉施設から一般就労への移行

- 福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加
- 就労移行支援事業の利用者の増加
- 就労移行支援事業所の就労移行率の増加

第4期熊本市障がい福祉計画 構成（案）

第1章 計画の概要

第1章では、計画策定の背景や趣旨、基本理念、計画期間、計画の進捗管理について定めます。

1 計画策定の背景・趣旨

- ・ 障害者総合支援法に基づき、障がいのある方の自立や社会参加を支援するために必要な「障害福祉サービス」や「地域生活支援事業」等の各種サービスが計画的に提供されるよう定める
- ・ 計画策定にあたっては、国が定めた「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即し、本市における障がい者の方々の現況やニーズ等を踏まえたうえで、目標値などを設定する

2 計画の基本理念と基本方針

(1) 計画の基本理念

障害者基本法及び熊本県「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」の理念を踏まえて熊本市障がい者プランに掲げた「自立と共生の地域づくり」という基本理念を踏襲する

(2) 計画策定の基本方針

- ① 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方
- ② 相談支援体制の提供体制の確保に関する基本的な考え方
- ③ 障がい児支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

3 計画の位置づけ

(1) 本計画の位置づけ

- ・ 障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するもので「熊本市障がい者プラン」の一部をなすもの

(2) 他の計画との関係

- ・ 国及び熊本県の計画、関連する市の分野別計画との整合性を図り策定
- ・ 本計画で定める障害福祉サービスの見込量等は、熊本圏域（構成市町村は熊本市のみ）の数値目標として、熊本県障害福祉計画に反映

4 計画期間

- ・ 平成27年度から平成29年度までの3年間

5 計画の進行管理

- ・ 障害者総合支援法において、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること（PDCAサイクルの導入）とされている
- ・ このPDCAサイクルに沿って、数値目標等について少なくとも1年に1回その実績を把握し「熊本市障害者施策推進協議会」及び「熊本市障がい者自立支援協議会」へ報告し、中間の分析・評価を行う
- ・ 中間評価等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画変更や事業の見直し等の措置を講じる

第2章 障がい者数の現況

第2章では、本市における障害者手帳所持者数の推移や、障害福祉サービス受給者数などについて定めます。

- 1 3障がいの手帳所持者数
- 2 身体障害者手帳所持者数
- 3 療育手帳所持者数
- 4 精神障害者保健福祉手帳所持者数
- 5 障害福祉サービス受給者数
 - (1) 障害福祉サービス種類別の利用状況（支給決定者数）
 - (2) 障害福祉サービス種類別の利用状況（利用者数）
 - (3) 障がい種別受給者数

※障がい者手帳所持者数については、過去5年間の推移を示す予定

※障害福祉サービス受給者数については、基準日を定めて直近の状況を示す予定

第3章 平成29年度の数値目標

第3章では、国の基本指針に基づき、平成29年度における数値目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

(1) 平成25年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数

国の基本方針	平成25年度末時点の施設入所者数の12%以上が地域生活へ移行することを目指す。
--------	---

(2) 平成25年度末と比較した施設入所者の減少数

国の基本方針	平成29年度末の施設入所者数を平成25年度末時点の施設入所者数から4%以上削減することを基本とする。なお、平成26年度（第3期計画）までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成の割合を加えた割合以上を目標値とする。
--------	--

2 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

(1) 入院後3ヶ月時点の退院率

国の基本方針	平成29年度における目標を64%以上
--------	--------------------

(2) 入院後1年時点の退院率

国の基本方針	平成29年度における目標を91%以上
--------	--------------------

(3) 入院期間が1年以上の長期在院者数

国の基本方針	平成24年6月末時点の長期在院者数から18%以上削減
--------	----------------------------

3 地域生活支援拠点等の整備

国の基本方針	地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点又は面的な体制をいう。）について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つを整備する。
--------	--

4 福祉施設から一般就労への移行等

(1) 福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業所等を通じて、平成29年度中に一般就労に移行する者の数

国の基本方針	平成24年度の一般就労への移行実績の2倍以上とする。
--------	----------------------------

(2) 就労移行支援事業の利用者数

国の基本方針	平成29年度末における利用者数が平成25年度末における利用者数の6割以上増加することとする。
--------	--

(3) 就労移行支援事業所ごとの就労移行率

国の基本方針	就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とする。
--------	----------------------------

第4章 障害福祉サービスの必要量見込み

第4章では、国の基本指針に即し、年度ごとの障がい福祉サービスの必要量を見込みます。
見込にあたっては、これまでの実績の推移や、アンケート結果による利用意向を踏まえます。

(1) 障害福祉サービス等の必要な量の見込み及び見込み量の確保のための方策

<p>訪問系サービス</p> <p>居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援</p> <p>●人/月 ●時間/月</p>	<p>日中活動系サービス</p> <p>生活介護 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 就労移行支援 就労継続支援（A型） 就労継続支援（B型） 療養介護 短期入所</p> <p>●人/月 ●時間/月（または人日/月）</p>	<p>相談支援</p> <p>計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援</p> <p>●人/月</p>
		<p>居住系サービス</p> <p>共同生活援助 施設入所支援</p> <p>●人/月</p>

(2) 障がい児支援の種別ごとの必要な量の見込み及び見込み量の確保のための方策

<p>児童発達支援</p> <p>●人/月 ●人日/月</p>	<p>放課後等デイサービス</p> <p>●人/月 ●人日/月</p>	<p>保育所等訪問支援</p> <p>●人/月 ●人日/月</p>
<p>医療型児童発達支援</p> <p>●人/月 ●人日/月</p>	<p>障害児相談支援</p> <p>●人/月</p>	

第5章 地域生活支援事業の必要量見込み等

第5章では、地域生活支援事業の種類ごとに、次の事項について定めます。

- ① 実施する事業の内容
- ② 各年度における事業の種類ごとの実施に関する考え方及び量の見込
- ③ 各事業の見込量の確保のための方策
- ④ その他実施に必要な事項（特記すべき事項があれば）

●地域生活支援事業の種類

事業名（地域生活支援事業）		単位
理解啓発・研修啓発事業		実施の有無
自発的活動支援事業		実施の有無
相談支援事業	障害者相談支援事業	カ所
	基幹相談支援センターの設置の有無	設置の有無
	基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無
	住宅入居等支援事業	実施の有無
成年後見制度利用支援事業		人/年
成年後見制度法人後見支援事業		実施の有無
意思疎通支援事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年
	手話通訳者設置事業	人
日常生活用具給付等事業	介護訓練支援用具、自立生活支援用具 在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、 排泄管理支援用具、住宅改修費	件/年
手話奉仕員養成研修事業		人/年
移動支援事業		人/月、時間/月

●地域生活支援事業の種類（前頁より続き）

事業名（地域生活支援事業）		単位
地域活動支援センター	地域活動支援センター（Ⅰ型）	カ所、人/日
	地域活動支援センター（Ⅱ型）	カ所、人/日
	地域活動支援センター（Ⅲ型）	カ所、人/日
発達障がい者支援センター運営事業		カ所、人/日
障害児等療育支援事業		カ所
専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業	手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	人/年
	盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	人/年
専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	件/年
	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	件/年
福祉ホーム事業		カ所、人/日
訪問入浴サービス事業		人/月
生活訓練等事業		人/年
日中一時支援事業		人/月
自動車運転免許取得・改造助成事業		件/年

スケジュール

時期	内容	備考
4月～5月	アンケート業者募集	
6月	庁内検討会議開催（以降、庁内の調整）	
	2000人市民委員会アンケート実施	2000人市民委員会の委員に対し、障がい福祉施策（主に理解促進の分野）について調査を実施
	障がい福祉に関するアンケート業者決定、調査票作成	
7月	県内特別支援学校進路意向調査（7/15/-8/22）	特別支援学校（高等部）を対象に、学校卒業後の進路（サービス利用希望）を調査
	障がい福祉に関するアンケート発送（7/25-8/8）	当事者3,000人（身1,500人、知600人、精700人、難病200人）
8月	障がい福祉に関するアンケート回収、分析	
	2000人市民委員会アンケート結果分析	報告書は10月下旬公表予定
9月	障がい福祉に関するアンケート結果概要版作成	
	障がい者プランたたき台作成 第4期障がい福祉計画たたき台作成準備	アンケート結果等を踏まえ、関係課と協議の上作成
10月	■第1回 熊本市障害者施策推進協議会（10/6）	

スケジュール（前頁よりつづき）

時期	内容	備考
10月	障がい者プランたたき台等への意見照会	施策推進協議会后、2週間程度で意見照会
11月	障がい者団体、サービス事業者への意見照会	素案（案）について各団体へ意見照会
	障がい者自立支援協議会での意見聴取（11/21）	素案（案）について意見照会
	■第2回 熊本市障害者施策推進協議会（11/28） ※第2期委員への委嘱	<ul style="list-style-type: none"> ・第4期障がい福祉計画、障がい者プラン（中間見直し版）の素案に対する意見聴取 ・パブリックコメントの実施について説明
12月	議会へ進捗状況を報告	
	パブリックコメント	12月下旬から1ヶ月間
1月	パブリックコメント意見集約、素案の修正	
2月	■第3回 熊本市障害者施策推進協議会（下旬）	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果報告 ・障がい福祉計画（案）、障がい者プラン（中間見直し案）に対する意見聴取
3月	議会へ案について報告	
	第4期障がい福祉計画、障がい者プラン（改訂版）決定	